

業務方法書変更の概要

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構業務方法書の変更について
内要	<p>1. 業務方法書変更の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年6月、地方独立行政法人法の一部改正により、役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、法人に対して生じた損害を賠償する責任を負うこととされ、設立団体（県）は、役員等の損害賠償責任に係る最低責任限度額を政令で定める基準を参酌して、条例で定めることができることとされた（第19条の2「役員等の損害賠償責任」 令和2年4月1日施行）。 ○ 条例は2月議会に上程審議中であり、最低責任限度額は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> （1）理事長又は副理事長 基準報酬年額の6倍 （2）理事 基準報酬年額の4倍 （3）監事又は会計監査人 基準報酬年額の2倍 <p>※基準報酬年額：報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める方法により算定される額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人は、県が最低責任限度額を条例で定めた場合、「役員等が職務を負うにつき善意でかつ重大な過失が無く」※1、特に必要と認めるときは、損害賠償責任額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として知事の承認を得て免除することができる旨を業務方法書※2 で定めることができることとされている。 <p>※1 「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない」とは、一般的には、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって、当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであること。（H29.6.29 地方自治法改正の際の総務大臣通知）</p> <p>※2 業務方法書：地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更に当たっては知事の認可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当機構においても、業務執行に当たって過大で過酷な負担を負うリスクを抱えることとなる役員等に対して、過度に委縮効果を与えないよう業務方法書において免除規定を定める必要がある。 <p>2. 業務方法書変更の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6章に役員等の損害賠償責任を新設する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 役員等の損害賠償責任に関する事項（第28条） ② 役員等の責任の一部免除に関する事項（第29条） <p>3. 今後の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務方法書の変更は知事が認可することとなるため、条例の公布日に合わせて知事に申請する。
特記事項	令和2年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構 業務方法書 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項 (第4条)</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (第5条-第24条)</p> <p>第4章 業務の委託に関する基準 (第25条・第26条)</p> <p>第5章 契約に関する基本的事項 (第27条)</p> <p>第6章 役員等の損害賠償責任及び雑則 (第28条-第30条)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年山梨県規則第1号)の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(病院の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款(以下「定款」という。)第19条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項 (第4条)</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (第5条-第24条)</p> <p>第4章 業務の委託に関する基準 (第25条・第26条)</p> <p>第5章 契約に関する基本的事項及び雑則 (第27条・第28条)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年山梨県規則第1号)の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(病院の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款(以下「定款」という。)第19条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第2章 業務の方法に関する事項 (法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (内部統制に関する基本方針)</p> <p>第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。</p> <p>2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。</p> <p>(役職員の倫理等に関する事項)</p> <p>第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及</p>	<p>第2章 業務の方法に関する事項 (法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (内部統制に関する基本方針)</p> <p>第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。</p> <p>2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。</p> <p>(役職員の倫理等に関する事項)</p> <p>第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及</p>
<p>第2章 業務の方法に関する事項 (法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (内部統制に関する基本方針)</p> <p>第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。</p> <p>2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。</p> <p>(役職員の倫理等に関する事項)</p> <p>第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及</p>	<p>第2章 業務の方法に関する事項 (法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。</p> <p>第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (内部統制に関する基本方針)</p> <p>第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。</p> <p>2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。</p> <p>(役職員の倫理等に関する事項)</p> <p>第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及</p>

改正後	改正前
<p>び地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則（平成22年規程第9号）等に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念するとともに、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>（理事の権限及び理事分掌）</p> <p>第7条 理事は、定款及び地方独立行政法人山梨県立病院機構理事会規程に基づき、理事会の意思決定に関与し、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理しなければならない。</p> <p>2 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。</p> <p>（中期計画の策定及び評価に関する事項）</p> <p>第8条 法人は、理事会において次の各号に掲げる事項を審議、評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期計画等の策定過程 (2) 中期計画等の進捗管理体制 (3) 中期計画等に基づき実施する適正な業務の実績評価 (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング (5) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成 (6) 知事が行った業務実績評価の結果に基づく業務運営の改善状況 <p>（内部統制システムの推進）</p> <p>第9条 法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。</p> <p>2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。</p> <p>3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程等を整備することとする。</p>	<p>び地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則（平成22年規程第9号）等に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念するとともに、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>（理事の権限及び理事分掌）</p> <p>第7条 理事は、定款及び地方独立行政法人山梨県立病院機構理事会規程に基づき、理事会の意思決定に関与し、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理しなければならない。</p> <p>2 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。</p> <p>（中期計画の策定及び評価に関する事項）</p> <p>第8条 法人は、理事会において次の各号に掲げる事項を審議、評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期計画等の策定過程 (2) 中期計画等の進捗管理体制 (3) 中期計画等に基づき実施する適正な業務の実績評価 (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング (5) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成 (6) 知事が行った業務実績評価の結果に基づく業務運営の改善状況 <p>（内部統制システムの推進）</p> <p>第9条 法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。</p> <p>2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。</p> <p>3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程等を整備することとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。</p> <p>(リスク管理)</p> <p>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理 <p>(事故等に係る計画)</p> <p>第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施 (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員 (3) 緊急事態発生時における初動体制 (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施 <p>2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。</p> <p>3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第12条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内</p>	<p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。</p> <p>(リスク管理)</p> <p>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理 <p>(事故等に係る計画)</p> <p>第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施 (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員 (3) 緊急事態発生時における初動体制 (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施 <p>2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。</p> <p>3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第12条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内</p>
<p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。</p> <p>(リスク管理)</p> <p>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理 <p>(事故等に係る計画)</p> <p>第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施 (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員 (3) 緊急事態発生時における初動体制 (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施 <p>2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。</p> <p>3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第12条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内</p>	<p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。</p> <p>(リスク管理)</p> <p>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理 <p>(事故等に係る計画)</p> <p>第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施 (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員 (3) 緊急事態発生時における初動体制 (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施 <p>2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。</p> <p>3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第12条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内</p>

改正後	改正前
<p>部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報システムに係るリスク対策)</p> <p>第13条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。</p> <p>(情報セキュリティの確保)</p> <p>第14条 法人は、情報システム利用者規程（平成21年4月情報セキュリティ部会決定）、診療情報データの二次利用について（平成21年3月情報セキュリティ部会決定）等の規程を遵守するとともに、情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。</p> <p>2 法人は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」等を遵守し、個人情報情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。</p> <p>(監事監査等)</p> <p>第15条 監事は定款の定めるところにより監査を行う。</p> <p>(監事監査のための適切な措置)</p> <p>第16条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、必要な規程等を定め、適切な措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力 (2) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務 (3) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限 (4) 監事の重要な会議への出席 (5) 監事及び会計監査人の連携 	<p>部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報システムに係るリスク対策)</p> <p>第13条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。</p> <p>(情報セキュリティの確保)</p> <p>第14条 法人は、情報システム利用者規程（平成21年4月情報セキュリティ部会決定）、診療情報データの二次利用について（平成21年3月情報セキュリティ部会決定）等の規程を遵守するとともに、情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。</p> <p>2 法人は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」等を遵守し、個人情報情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。</p> <p>(監事監査等)</p> <p>第15条 監事は定款の定めるところにより監査を行う。</p> <p>(監事監査のための適切な措置)</p> <p>第16条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、必要な規程等を定め、適切な措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力 (2) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務 (3) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限 (4) 監事の重要な会議への出席 (5) 監事及び会計監査人の連携

改正後	改正前
<p>(6) 監事及び内部監査担当部署との連携</p> <p>(7) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性</p> <p>(8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限</p> <p>(9) 監事による法第13条第6項に規定する規則で定める書類の調査</p> <p>(10) 監査の結果の業務への適切な反映</p> <p>2 法人は、前項に定める監事及び監事監査に関する規程等を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。</p> <p>(監事監査のための体制の整備)</p> <p>第17条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。</p> <p>(内部監査に関する事項)</p> <p>第18条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（平成22年規程31号）に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を内部統制・リスク管理委員会に報告する。</p> <p>(内部通報・外部通報に関する事項)</p> <p>第19条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。</p> <p>(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置</p> <p>(2) 内部通報者及び外部通報者の保護</p> <p>(入札・契約に関する事項)</p> <p>第20条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（平成22年規程第20号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年規程第21号）</p>	<p>(6) 監事及び内部監査担当部署との連携</p> <p>(7) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性</p> <p>(8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限</p> <p>(9) 監事による法第13条第6項に規定する規則で定める書類の調査</p> <p>(10) 監査の結果の業務への適切な反映</p> <p>2 法人は、前項に定める監事及び監事監査に関する規程等を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。</p> <p>(監事監査のための体制の整備)</p> <p>第17条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。</p> <p>(内部監査に関する事項)</p> <p>第18条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（平成22年規程31号）に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を内部統制・リスク管理委員会に報告する。</p> <p>(内部通報・外部通報に関する事項)</p> <p>第19条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。</p> <p>(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置</p> <p>(2) 内部通報者及び外部通報者の保護</p> <p>(入札・契約に関する事項)</p> <p>第20条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（平成22年規程第20号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年規程第21号）</p>

改正後	改正前
<p>又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役職員からなる契約監視委員会の設置 (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針 (3) 談合情報がある場合の緊急対応 (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立 (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化 <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第21条 法人は、運営費負担金運を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWe b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程（平成22年規程第12号）等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならぬ。</p>	<p>又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役職員からなる契約監視委員会の設置 (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針 (3) 談合情報がある場合の緊急対応 (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立 (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化 <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第21条 法人は、運営費負担金運を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWe b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程（平成22年規程第12号）等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならぬ。</p>
<p>又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役職員からなる契約監視委員会の設置 (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針 (3) 談合情報がある場合の緊急対応 (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立 (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化 <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第21条 法人は、運営費負担金運を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWe b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程（平成22年規程第12号）等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならぬ。</p>	<p>又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役職員からなる契約監視委員会の設置 (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針 (3) 談合情報がある場合の緊急対応 (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立 (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化 <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第21条 法人は、運営費負担金運を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWe b等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程（平成22年規程第12号）等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならぬ。</p>

改正後	改正前
<p>(研究開発業務に関する事項)</p> <p>第24条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程等に定めがある場合を除き、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制</p> <p>イ 研究統括部門における研究評価体制</p> <p>ロ 研究予算の配分基準の明確化</p> <p>(2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制</p> <p>イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化</p> <p>ロ 研究費の適正経理</p> <p>ハ 経費執行の内部けん制</p> <p>ニ 論文ねつ造等研究不正の防止</p> <p>ホ 研究内容の漏えい防止 (知財保護)</p> <p>ヘ 研究開発資金の管理状況把握</p> <p>第4章 業務の委託に関する基準 (業務の委託)</p> <p>第25条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第26条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p> <p>第5章 契約に関する基本的事項及び雑則 (競争入札その他契約に関する基本事項)</p>	<p>(研究開発業務に関する事項)</p> <p>第24条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程等に定めがある場合を除き、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制</p> <p>イ 研究統括部門における研究評価体制</p> <p>ロ 研究予算の配分基準の明確化</p> <p>(2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制</p> <p>イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化</p> <p>ロ 研究費の適正経理</p> <p>ハ 経費執行の内部けん制</p> <p>ニ 論文ねつ造等研究不正の防止</p> <p>ホ 研究内容の漏えい防止 (知財保護)</p> <p>ヘ 研究開発資金の管理状況把握</p> <p>第4章 業務の委託に関する基準 (業務の委託)</p> <p>第25条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第26条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p> <p>第5章 契約に関する基本的事項及び雑則 (競争入札その他契約に関する基本事項)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。</p> <p><u>第6章 役員等の損害賠償責任及び雑則</u> (役員等の損害賠償責任)</p> <p>第28条 役員又は会計監査人(以下「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、<u>法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u></p> <p>(役員等の責任の一部免除)</p> <p>第29条 法人は、役員等が前条の規定により賠償の責任を負う場合において、<u>法第19条の2第4項に定める要件に該当するときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、<u>地方独立行政法人法第19条の2第4項の額を定める条例(令和2年山梨県条例第7号)</u>で定める額を控除して得た額を限度として、山梨県知事の承認を得て免除することができる。</u></p>	<p>第27条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。</p>
<p>(雑則)</p> <p>第30条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定める。</p> <p>附則 この業務方法書は、山梨県知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 (施行日)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第28条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定める。</p> <p>附則 この業務方法書は、山梨県知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 (施行日)</p>

改正前	改正後
<p>1. この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2. 地方自治法等の改正に関する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方独立行政法人法第22条第2項において規定される法人の業務の適正を確保するための体制の整備のため、次に掲げる規程等は、平成31年3月31日までに整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部統制の推進に関する規程等（第9条関係） (2) リスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等（第10条関係） (3) 監事及び監事監査に関する規程等（第16条関係） (4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（第18条関係） (5) 内部通報及び外部通報に関する規程等（第19条関係） (6) 入札及び契約に関する規程等（第20条関係） (7) 情報の適切な管理及び公開に関する当（第22条関係） 	<p>1. この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2. 地方自治法等の改正に関する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方独立行政法人法第22条第2項において規定される法人の業務の適正を確保するための体制の整備のため、次に掲げる規程等は、平成31年3月31日までに整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部統制の推進に関する規程等（第9条関係） (2) リスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等（第10条関係） (3) 監事及び監事監査に関する規程等（第16条関係） (4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（第18条関係） (5) 内部通報及び外部通報に関する規程等（第19条関係） (6) 入札及び契約に関する規程等（第20条関係） (7) 情報の適切な管理及び公開に関する<u>規定等</u>（第22条関係） <p>附則</p> <p>この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条）
- 第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項（第5条－第24条）
- 第4章 業務の委託に関する基準（第25条・第26条）
- 第5章 契約に関する基本的事項及び雑則（第27条）
- 第6章 役員等の損害賠償責任及び雑則（第28条－第30条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年山梨県規則第1号）の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款（以下「定款」という。）第19条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する技術者の研修
- (4) 医療に関する地域への支援
- (5) 災害時における医療救護

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

- 第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。
- 2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

- 第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及び地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則（平成22年規程第9号）等に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念するとともに、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(理事の権限及び理事分掌)

- 第7条 理事は、定款及び地方独立行政法人山梨県立病院機構理事会規程に基づき、理事会の意思決定に関与し、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理しなければならない。
- 2 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画の策定及び評価に関する事項)

- 第8条 法人は、理事会において次の各号に掲げる事項を審議、評価するものとする。
- (1) 中期計画等の策定過程
 - (2) 中期計画等の進捗管理体制
 - (3) 中期計画等に基づき実施する適正な業務の実績評価
 - (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
 - (5) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
 - (6) 知事が行った業務実績評価の結果に基づく業務運営の改善状況

(内部統制システムの推進)

第9条 法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。

2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。

3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程等を整備することとする。

4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

(リスク管理)

第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。

- (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置
- (2) 把握したリスクを低減するための検討
- (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し
- (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理

(事故等に係る計画)

第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。

- (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施
 - (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
 - (3) 緊急事態発生時における初動体制
 - (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施
- 2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。
- 3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。

(情報の伝達)

第12条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報システムに係るリスク対策)

第13条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、

その状況について、定期的な点検を行うものとする。

(情報セキュリティの確保)

第14条 法人は、情報システム利用者規程（平成21年4月情報セキュリティ部会決定）、診療情報データの二次利用について（平成21年3月情報セキュリティ部会決定）等の規程を遵守するとともに、情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」等を遵守し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。

(監事監査等)

第15条 監事は定款の定めるところにより監査を行う。

(監事監査のための適切な措置)

第16条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、必要な規程等を定め、適切な措置を講じるものとする。

- (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
- (2) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- (3) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
- (4) 監事の重要な会議への出席
- (5) 監事及び会計監査人の連携
- (6) 監事及び内部監査担当部署との連携
- (7) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
- (8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限
- (9) 監事による法第13条第6項に規定する規則で定める書類の調査
- (10) 監査の結果の業務への適切な繁栄

2 法人は、前項に定める監事及び監事監査に関する規程等を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。

(監事監査のための体制の整備)

第17条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第18条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（平成22年規程31号）に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を内部統制・リスク管理委員会に報告する。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第19条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(入札・契約に関する事項)

第20条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程(平成22年規程第20号)、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程(平成22年規程第21号)又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 役職員からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第21条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例(山梨県条例(平成11年山梨県条例第54号))、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程(平成22年規程第32号)に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程(平成22年規程第12号)等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならない。

(研究開発業務に関する事項)

第24条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程等に定めがある場合を除き、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不

正防止に関し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。

- (1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制
 - イ 研究統括部門における研究評価体制
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正経理
 - ハ 経費執行の内部けん制
 - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - ホ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
 - ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第4章 業務の委託に関する基準

（業務の委託）

第25条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第26条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第5章 契約に関する基本的事項

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第27条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。

第6章 役員等の損害賠償責任及び雑則

（役員等の損害賠償責任）

第28条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員等の責任の一部免除）

第29条 法人は、役員等が前条の規定により賠償の責任を負う場合において、法第19条の2第4項に定める要件に該当するときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、地方独立行政法人法第19条の2第4項の額を定める条例（令和2年山梨県条例第7号）で定める額を控除して得た額を限度として、山梨県知事の承認を得て免除することができる。

(雑則)

第30条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定める。

附 則

この業務方法書は、山梨県知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 地方自治法等の改正に関する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方独立行政法人法第22条第2項において規定される法人の業務の適正を確保するための体制の整備のため、次に掲げる規程等は、平成31年3月31日までに整備するものとする。

- (1) 内部統制の推進に関する規程等（第9条関係）
- (2) リスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等（第10条関係）
- (3) 監事及び監事監査に関する規程等（第16条関係）
- (4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（第18条関係）
- (5) 内部通報及び外部通報に関する規程等（第19条関係）
- (6) 入札及び契約に関する規程等（第20条関係）
- (7) 情報の適切な管理及び公開に関する規程等（第22条関係）

附 則

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法の改正に伴う 役員の損害賠償責任及び保険への加入について

1. 制度導入の経過

平成29年6月の地方自治法等の一部を改正する法律により、地方独立行政法人法の一部が改正され、県は任務を怠った地方独立行政法人の役員等が法人に対して負う損害賠償責任に係る最低責任限度額を政令で定める基準を参酌して条例で定めることができることとされた。

※地方自治法等の一部を改正する法律 平成29年6月9日公布、令和2年4月1日施行

2. 制度導入の趣旨

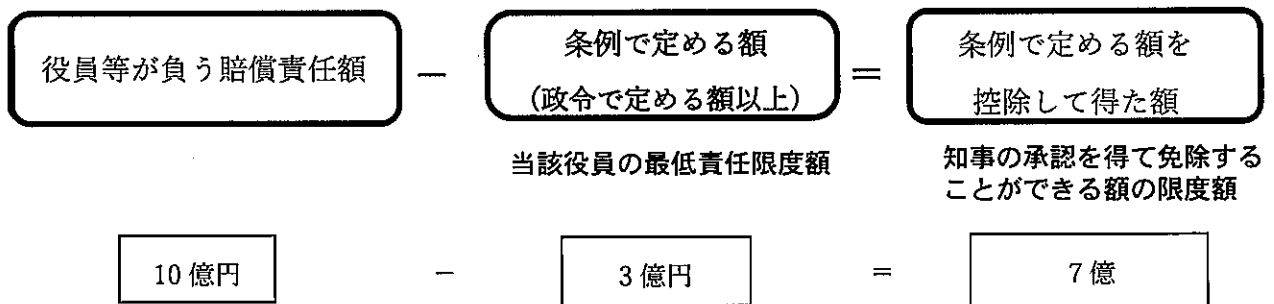
今回の一部改正により、地方独立行政法人の役員の職務忠実義務と報告義務が規定されるとともに、役員等の任務懈怠に伴う損害賠償責任も規定され、不祥事等の違法行為の抑制と、そのようなことが発生した際の責任の所在を明らかにする仕組みが導入された。

一方で、軽過失の場合にも、多額で過大な責任を負うリスクがあることから、地方独立行政法人の役員等に対して、前もって最低責任限度額を明示することにより、業務執行への過度な萎縮効果を防止するもの。

3. 役員等の損害賠償責任の一部免除の概要（地方独立行政法人法第19条の2第4項）

地方独立行政法人は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を限度として、知事の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができることとされた。

条例で定める額については、役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上としなければならない。



4. 条例で定める額

○「基準報酬年額」に、当該各号に定める数を乗じて得た額

1	理事長又は副理事長	基準報酬年額	× 6
2	理事	"	× 4
3	監事又は会計監査人	"	× 2

5. 保険金額の設定について

県立病院機構では、これまで役員が法人又は第3者から医療行為以外の損害賠償請求訴訟を受けたことがない。このため、法律の改正に伴う損害賠償責任の限度額をもとに、各役員が法人に対して負うべき損害賠償額は約3億円となる（基準報酬額の計算が現在パブリック・コメント中のため、省令案に基づく概算）。

・ 理事長	基準報酬額	20,000千円×6倍	約 120,000千円
・ R2年度中央病院新院長	基準報酬額	16,100千円×4倍	約 65,000千円
・ R2年度北病院院長		17,400千円×4倍	約 69,600千円
・ R2年度新事務局長		11,000千円×4倍	約 44,000千円
・ 監事2名	基準報酬額	600千円×2倍	1,200千円

合計 299,800千円

6. 役員個人が負担する保険料について

役員責任賠償責任は、役員が第3者から損害賠償責任を追及された時の保険が基本契約となり、地方独立行政法人法の規定に基づき法人が役員を訴えた時の保険は特約となる

保険金額を3億円とした場合の保険料は損保ジャパン日本興亜（株）からの送付資料及び担当者の説明によると、

- ① 第3者から役員に対する損害賠償請求訴訟に対する保険（法人負担）
1,230,000円
- ② 法人からの損害賠償訴訟に対する保険（役員個人負担）
123,000円

役員の基準報酬額を基準とすると、各役員の保険料負担額は次のとおりとなる。

・ 理事長	$123,000円 \times 20.0 / 65.7 = 37,500円$
・ 中央病院・北病院院長	$123,000円 \times 16.75 / 65.7 = 31,000円$ (両院長の基準報酬月額単純平均)
・ 事務局長	$123,000円 \times 11.0 / 65.7 = 21,000円$
・ 監事	各 1,250円

7. 他の地方独立行政法人の状況

他の同種・同規模の6地方独立行政法人に加入の検討状況について聞き取ったところ、

- ・ 加入：4法人（宮城 秋田 静岡 長野）
- ・ 加入する予定はない：1法人（山口）
- ・ 加入の方向で検討中：1法人（神奈川）

であり、ほとんどの法人が加入する見込みである。

保険金額については、新制度であること、過去に該当する事例がないことから、自治体病院協議会が示した1億円が3法人、5億円が1法人（秋田）であった。

役員個人の保険料負担については、4法人とも個人に負担を求めていく方針であり、法人が負担すると回答したものはなかった。